

西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例及び西宮市産業廃棄物の
不適正な処理の防止に関する条例施行規則に規定する書類の様式に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年西宮市条例第13号。以下「条例」という。）及び西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成15年西宮市規則第34号。以下「規則」という。）に規定する書類の様式を定めるものとする。

(様式)

第2条 様式は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物保管届（様式第1号）規則第2条関係
- (2) 産業廃棄物保管変更届（様式第2号）規則第3条関係
- (3) 産業廃棄物保管者氏名等変更届（様式第3号）規則第3条関係
- (4) 産業廃棄物保管廃止届（様式第4号）規則第4条関係
- (5) 運搬管理票（様式第5号）条例第10条関係
- (5) の2 建設資材廃棄物引渡完了報告書（様式第5号の2）規則第7条の2関係
- (6) 身分証明書（様式第6号）条例第16条関係

付 則

この要綱は、平成15年12月15日から施行する。

この要綱は、平成19年12月15日から施行する。

様式第1号（規則第2条関係）

産業廃棄物保管届

年 月 日

西宮市長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
.....

.....
電話（ ） - 番
.....

産業廃棄物の保管をする土地の所在地		
産業廃棄物の保管をする土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
産業廃棄物の保管をする土地の面積	m ²	
保管をする産業廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m ³ 又は t)

産業廃棄物の保管を開始する日	年 月 日	
当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画	別紙のとおり	
産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容	別紙のとおり	

様式第2号(規則第3条関係)

産業廃棄物保管変更届

年 月 日

西宮市長 様

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
.....

.....
電話() - 番
.....

産業廃棄物の保管をする土地の所在地		
変更の内容	変更前	変更後
変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由		
備考		

注 産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画又は産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保ために講ずる措置の内容を変更する場合は、提出した様式第1号の別紙に変更箇所を朱書きしたものを添付してください。

様式第3号（規則第3条関係）

産業廃棄物保管者氏名等変更届

年 月 日

西宮市長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
.....

.....
電話（ ） - 番
.....

産業廃棄物の保管をする土地の所在地		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
変更の理由		
備考		

様式第4号(規則第4条関係)

産業廃棄物保管廃止届

年 月 日

西宮市長 様

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
.....

.....
電話() - 番
.....

産業廃棄物の保管をする土地の所在地	
産業廃棄物の保管を廃止した年月日	年 月 日
廃止の理由	
備考	

様式第 5 号 (条例第 10 条関係)

運 搬 管 理 票			年 月 日 交付	
交付者	氏名又は名称 (法人 にあっては、名称及 び代表者の氏名)			
	住 所			
自動車登録番号又は車両番号				
産業廃棄物を保管する土地				
運 搬 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類 及 び 数 量			種 類	数 量
搬入	産業廃棄物を排出 した事業場等の名 称及び所在地	名 称		
		所在地		
搬出	運搬先である事業 場等の名称及び所 在地	名 称		
		所在地		
30 センチメートル				

↑

20
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

↓

建設資材廃棄物引渡完了報告書

年 月 日

西宮市長 様
注文者 様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	m ²
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用		運搬費	処分費 合計
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類 (コンクリートくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類 (アスファルトくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	金属くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	

注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。
 2 木くず、がれき類（コンクリートくず）、がれき類（アスファルトくず）及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。

様式第 6 号 (条例第 16 条関係)
(表面)

第 号	身 分 証 明 書	
写 真	所 属 職 名 氏 名	6 セ ン チ メ ー ト ル
<p>上記の者は、西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成 15 年西宮市条例第 13 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">西宮市長 印</p>		
9 センチメートル		

(裏面)

西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（抜粋）

(立入検査)

第 16 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物を保管する者の事務所、事業場又は当該保管に係る場所の土地若しくは建物に立ち入り産業廃棄物の保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(6) 第 16 条第 1 項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

1 当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画

搬入及び搬出	搬入及び搬出をする期間		搬入 搬出	年 月 日から 年 月 日から	年 月 日まで 年 月 日まで	
	搬入及び搬出の方法	運搬に従事する者	自らの従業者 ・ 産業廃棄物収集運搬業者			
		運搬に使用する車両の積載量				
		搬入及び搬出の頻度	搬入 搬出	1日当たり 1日当たり	台 台	
	搬入に係る産業廃棄物を排出する事業場等の名称及び所在地又は従前の保管場所					
	搬出の目的		新たな保管場所における保管 ・ 処分			
	搬出先の名称及び所在地					
保管	保管をする期間		年 月 日から 年 月 日まで			
	保管の目的					
	保管後の処分計画		1 処分を予定する時期（ 年 月） 2 処分の形態 （自ら処分 ・ 産業廃棄物処分業者に委託） 3 委託する場合の委託業者名			

2 産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置

発生を防止する必要がある支障の種類	飛散 ・ 流出 ・ その他（ ）
講ずる措置の内容	

注 該当事項は、 で囲んでください。